

三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領

制定 平成 29 年 3 月 24 日 農林水第 20-285 号

改正 平成 30 年 10 月 9 日 農林水第 20-173 号

(総則)

第 1 条 この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 9 条に規定する鳥獣の保護又は管理の目的（被害の防止の目的に限る）で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（鳥獣の捕獲等にあつては、鳥獣の殺傷を含み、鳥類の卵の採取にあつては、鳥類の卵の損傷を含む。以下「被害防止の捕獲」という。）を県が許可する場合の事務手続き及び市町が許可する場合の事務手続きの基本的考え方を示すものとする。

なお、市町はこの要領によりがたいときは、「市町事務取扱要領」等を定め、許可を行うことができるものとする。

2 前項の被害防止の捕獲に係る許可（以下「捕獲許可」という。）については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年三重県規則第 53 号。以下「細則」という。）並びに法第 4 条の規定に基づき県が定める鳥獣保護管理事業計画の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 次の各号に係る捕獲許可については、環境省の鳥獣捕獲許可等取扱要領の定めるところによる。

(1) 環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）の区域内において被害防止の捕獲をするとき。

(2) 規則第 1 条の 2 に規定する鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）の被害防止の捕獲をするとき。

(3) 規則第 6 条に規定する網又はわな（以下「かすみ網」という。）を用いて被害防止の捕獲をするとき。

(捕獲等についての基本的考え方)

第 2 条 捕獲許可は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の状況及び防止対策の実施状況を把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害等防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

県指定鳥獣保護区の区域内での捕獲許可については、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。特に集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取り扱いをするものとする。

また、生息数が少ないなど保護上の要請が高い鳥獣の種又は地域個体群に係る捕獲許可については特に慎重に取り扱うこととし、原則として殺傷等を伴う捕獲許可は認めないこととする。このような鳥獣については、特に被害防止の捕獲と紛らわしい形態を装った違法捕獲の生じることのないよう留意するとともに、地域の関係者の理解を得ながら、捕獲等した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放鳥獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討する。

原則として予察捕獲は実施しないこととする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンジカ、イノシシ及びニホンザル、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、カラス類、カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ類、カワウにおいて、許可範囲ごとに許可権者が、学識経験者等の意見を聴取して調査及び検討を行い、鳥獣別の予察表を作成した場合はこの限りではない。

なお、予察表には、被害作物等、被害発生時期、被害発生地域、捕獲数の上限及び被害防止対策などを記載する。

(捕獲許可権限の区分)

第3条 法第9条第1項及び条例第2条第1項の規定に基づく捕獲許可権限の区分は、次の各号のとおりである。

(1) 市町許可

かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン又は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の特別措置に関する法律（平成十九年十二月二十一日法律第百三十四号）」第4条の規定に基づく、「鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する計画」により許可権限が委譲された鳥獣の被害防止の捕獲（鳥類の卵の採取等は含まない。）をしようとする場合（国指定鳥獣保護区の区域内で被害防止の捕獲をしようとする場合を除く。）

(2) 県許可

かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、市町許可に係る鳥獣及び希少鳥獣を除く鳥獣（市町許可に係る鳥類の卵を含む。）の被害防止の捕

獲をしようとする場合（国指定鳥獣保護区の区域内で被害防止の捕獲をしようとする場合を除く。）

(3) 環境省許可

- ① 国指定鳥獣保護区の区域内において被害防止の捕獲をしようとする場合
- ② 希少鳥獣の被害防止の捕獲をしようとする場合
- ③ かすみ網を使用する方法及び法第 36 条の危険猟法により被害防止の捕獲をしようとする場合

（申請者）

第 4 条 捕獲許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 国、地方公共団体又は環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会。以下「指定法人」という。）
- (2) 被害者から依頼を受けた者（以下「被依頼者」という。）
- (3) 被害者

（申請書類）

第 5 条 申請者は、法第 9 条第 2 項により被害防止の捕獲の許可申請をする場合は、規則第 7 条及び細則第 2 条第 1 項に基づき、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の（有害捕獲）許可申請書（細則第 2 号様式）
- (2) 申請者が共同して被害防止の捕獲をしようとする場合にあっては、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（細則第 2 号様式別紙 1）
- (3) 国、地方公共団体及び指定法人にあっては、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿（細則第 2 号様式別紙 2）及び被害防止の捕獲実施計画書（第 1 号様式）
- (4) 被害証明書及び被害防止の捕獲依頼書（第 2 号様式）
- (5) 被害防止の捕獲をする区域又は場所を明らかにした図面（縮尺 5 万分の 1 以上の地形図等を使用し、被害箇所及び銃器以外の捕獲用具（網・わな等）の設置箇所を明示すること。）
- (6) 銃器以外の方法による被害防止の捕獲の場合にあっては、当該方法を明らかにした図面（網・わな等の捕獲用具の名称、その構造及び設置状況等の概略を図示すること。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか許可権者が特に必要と認める書類等

2 捕獲許可を受けた者のうち、国、地方公共団体及び指定法人が法第9条第8項により従事者証の交付を申請する場合は、規則第7条第7項及び細則第2条第2項に基づき、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ただし、受けた捕獲許可の内容に変更が生ずる場合については、前項により申請を行うものとする。

- (1) 従事者証の交付申請書（細則第4号様式）
- (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿（細則第4号様式別紙）
- (3) 被害防止の捕獲実施計画書（第1号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか許可権者が特に必要と認める書類等

（捕獲実施者）

第6条 被害防止の捕獲を実施する者（以下「捕獲実施者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、捕獲実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者（原則として地元市町の居住者）が含まれていること。

- (1) 被害者、被害者又は市町長等から依頼された者
- (2) 許可申請書の捕獲方法に該当する狩猟免許（空気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許）を有する者で、かつ狩猟免許の効力の停止を受けていない者

ただし、銃器の使用以外の猟法であって、次の1)～6)のいずれかの場合に該当する場合はこの限りではない。

- 1) ハシボソガラス、ハシブトガラス又はカワラバト（ドバト）の被害を受けている施設を所有又は管理する者及びその者から捕獲等の依頼を受けた者が、捕獲箱又は捕獲檻等を使用して、その施設内でハシボソガラス、ハシブトガラス又はカワラバト（ドバト）の被害防止の捕獲をする場合
- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 3) 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅等の敷地内において銃器を使用しない方法で中型以下の獣類を捕獲する場合
- 4) 手捕り及び手網等により捕獲する場合
- 5) 指定法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ② 当該指定法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を

行うこと

④ 当該指定法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

6) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて、農業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、注意看板を設置する等安全に配慮し、かつ、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。ただし、許可権者による簡易な研修を受講し、原則、下記(3)の要件を満たすこととする。

(3) 被害防止の捕獲により生ずる危害の防止又は損害の賠償について、次のいずれかの要件を備えている者。

ただし、上記(2)1)~5)の規定により狩猟免許を要しないときは、この限りではない。

① 狩猟に関する事業を行う民法第34条の規定により設立された法人であって、環境大臣が指定するものが行う共済事業(被害防止の捕獲に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が3千万円以上であるものに限る。)の被共済者であること

② 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約(被害防止の捕獲に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が3千万円以上であるものに限る。)の被保険者であること

③ ①又は②に準ずる資力信用を有すること

2 森林管理署等が経営管理する国有林野及び官行造林地等において実施する被害防止の捕獲(以下「国有林内捕獲」という。)にあつては、この許可基準及び当該森林管理署等の定める基準による者とする。

(被害防止の捕獲の方法、区域、期間及び許可羽(頭、個)数)

第7条 被害防止の捕獲の方法、区域、期間及び許可羽(頭、個)数については、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要な区域、期間、羽(頭、個)数とし、次の各号の範囲内とする。

(1) 市町許可に係るもの(鳥類の卵の採取等は含まない。)

① イノシシ及びシカを銃器及びわなで被害防止の捕獲をする場合は、7か月以内

- ② ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ニホンザル、ヌートリア、ノウサギ、アライグマ及びハクビシンを銃器及びわなで被害防止の捕獲をする場合は、6か月以内
- ③ ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、ノイヌ、ノネコ、ニューナイスズメ及びミヤマガラスを銃器及びわなで被害防止の捕獲をする場合は、3か月以内
- ④ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する計画」により許可権限が委譲された鳥獣を銃器及びわなで被害防止の捕獲をする場合は、(2)の県許可に係るものに準じる。

(2) 県許可に係るもの（市町許可に係る鳥類の卵の採取等を含む。）

① ツキノワグマを捕獲檻で被害防止の捕獲をする場合は、新たに被害の生じた区域に限り、1か月以内（1申請5基以内で、申請者は、あらかじめ放獣場所を選定しておくものとし、捕獲実施者は2日に1度以上の見回りを行い、捕獲等をした場合は、殺処分することなく速やかに農林（水産）事務所に報告し、原則放獣するものとする。ただし、放獣によって人身被害等が想定される場合や、住民の不安の声が多く放獣が妥当でないと判断する場合等は殺処分できるものとし、捕獲等をした場合は、速やかに農林（水産）事務所に報告し、その個体は県立博物館で有効に活用するものとする。）

② ツキノワグマを銃器で被害防止の捕獲をする場合は、新たに被害の生じた区域に限り、1か月以内（原則捕獲檻での被害防止の捕獲とし、人里にクマが出没し、人身被害が想定される場合や、住民の不安の声が多い場合等のみの許可とし、捕獲等をした場合は速やかに農林（水産）事務所に報告し、捕獲等された個体は県立博物館で有効に活用するものとする。）

③ カワウを銃器で被害防止の捕獲（卵の採取等を含まない。）をする場合は、流域内で区域（集団営巣地及びその周囲での被害防止の捕獲は、集団営巣地の拡散を招き、被害が拡大するおそれがあるため許可は慎重に行う。）を限定し、6か月以内

④ ツキノワグマ及びカワウを除く県許可に係る鳥獣を銃器及びわなで被害防止の捕獲をする場合並びに県許可又は市町許可に係る鳥類の卵を採取等する場合は、3か月以内

ただし、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワラバト（ドバト）の卵を採取等する場合は、6か月以内とする。

2 空気銃を使用した被害防止の捕獲は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣類に限ってその使用を認めるものとする。

ただし、大型獣類について取り逃がす危険性の少ない状況（止めさし）において使用する場合については、この限りではない。

3 特定猟具使用禁止区域における被害防止の捕獲は、原則として特定猟具を用いない方法で行うものとするが、やむを得ない場合は特定猟具による被害防止の捕獲を許可することができる。

ただし、この場合は、所轄警察署と協議するとともに、被害防止の捕獲にあたっては、当該地域の周囲に監視者等を立てるなど事故防止について万全を期すものとする。

4 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止の場合に限る。）においては、鉛製散弾を使用しないものとする。

ただし、獣類を対象とした被害防止の捕獲において指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障がない場合、又は指定猟法による捕獲等によって該当地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼす恐れのない場合はこの限りではない。

5 わなを使用した被害防止の捕獲申請においては、次の基準を満たすものとする。

(1) 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（(3)の場合を除く。）

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、輪の直径は 12 cm 以内であり、締付け防止金具を装着したものであることとし、許可証へその旨を明示するものとする。

とらばさみを使用した方法での許可はしないものとする。

(2) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が 4 mm 以上であり、よりもどしを装着したものであることとし、許可証へその旨を明示するものとする。

(3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとし、ドラム缶式捕獲檻などツキノワグマの安全に配慮したものの使用に努めるものとする。

6 被害防止の捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう配慮するものとする。

7 被害防止の捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に被害防止の捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じて無理無く完遂するために必要かつ適切な時期とする。

被害防止の捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

愛鳥週間（5月10日～5月16日）、動物愛護週間（9月20日～9月26日）

の時期は避けるよう配慮する。

狩猟期間中及びその前後については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における被害防止の捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。

- 8 年度ごとの被害防止の捕獲の状況を把握するため、許可期間の満了日は、原則として3月31日までの日とする。

ただし、やむを得ないと認めるときには、捕獲許可の際に、3月31日までの被害防止の捕獲結果を別に報告させる等を指示することにより、第1項の許可期間の範囲内で4月1日以降の日を満了日とすることができる。

（捕獲許可の事務）

第8条 許可権者は、第5条第1項による申請書を受理したときは、第6条の条件を満たすことを確認のうえ内容を審査し、適当と認めるときは、次のものを交付するとともに、腕章（第3号様式）を貸与するものとする。

(1) 許可証（規則様式第1）

(2) 国、地方公共団体及び指定法人にあつては、従事者証（規則様式第2）

(3) 捕獲許可区域を示した1キロメッシュ図面（第1号参考様式 環境省発行の都道府県別メッシュマップ等を使用し、許可証の番号、許可期間、許可対象鳥獣の種類、羽（頭、個）数及び被害防止の捕獲の方法等を表示する。以下「許可区域図面」という。）

2 許可権者は、捕獲許可の際に、必要に応じ条件を付すとともに、許可区域図面に被害防止の捕獲をした日時、地点、鳥獣の種類、羽（頭、個）数、被害防止の捕獲後の処置概要及びその他必要な事項を記すよう指示するものとする。

3 許可権者は、捕獲許可の際に、許可区域図面を必要と認める機関等（所轄警察署、捕獲許可区域を担当する鳥獣保護管理員、所轄森林管理署等（捕獲許可区域に国有林を含む場合）及び市町又は農林（水産）事務所等）に送付するものとする。

なお、捕獲許可区域の住民等に被害防止の捕獲の期間、区域等を周知し、被害防止の捕獲に伴う事故の発生防止について、万全の措置をとるものとする。

4 許可権者は、第5条第2項による申請書を受理したときは、第6条の条件を満たすことを確認のうえ内容を審査し、適当と認めるときは、従事者証（規則様式第2）を交付するとともに、腕章（第3号様式）を貸与するものとする。

5 第5条の申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法（平成5法律第88号）第8条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載するものとする。

(捕獲等の実施)

第 9 条 被害防止の捕獲の適正な実施を確保するため、次の各号に留意するものとする。

- (1) 捕獲実施者は、被害防止の捕獲に従事するときは、必ず許可証又は従事者証を携帯するとともに、貸与された腕章を着用すること。
- (2) 銃器以外の捕獲用具を使用するときは、その使用する捕獲用具ごとに、「被害防止の捕獲許可」の表示とともに、許可を受けた者の住所、氏名、連絡先電話番号、許可年月日、許可証番号、許可期間、捕獲目的及び許可対象鳥獣名を記載した標識(第 2 号参考様式)を見やすい場所に表示し、かつ適切に管理すること。
- (3) 市町、指定法人及び森林管理署等は、被害地域、被害防止の捕獲の内容等を考慮し、捕獲班を編成すること。(編成にあたっては、関係者と協議のうえ、原則として捕獲実施者 10 人以内を 1 班とし、班長(国有林内にあっては、該当森林管理署等の定める基準による。)をおくこと。)
- (4) 班長(捕獲責任者)は、効果的な捕獲計画をたてるとともに、事故防止について万全を期すること。
- (5) 被害防止の捕獲をした個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。
- (6) 被害防止の捕獲をした個体については、規則第 19 条で定められた場合を除き、当該個体を放置することなく、申請時に記載した処置方法(捕獲許可に条件を付された場合はその方法)により、適切に処置すること。
- (7) 銃器以外の捕獲用具は、許可期間内に設置及び撤去をすること。(大型捕獲檻で撤去が困難なものについては、捕獲用具としての機能を喪失させ、事故等が起こらないような対策を施し、捕獲用具には管理者及び連絡先等を明記すること。)

(許可証等の返納)

第 10 条 許可証の交付を受けた者は、許可の効力を失った日(被害防止の捕獲の羽(頭、個)数が捕獲許可された数に達した日又は許可期間の満了日)から 30 日以内に従事者証(交付された場合のみ。)及び腕章とともに許可権者に返納するものとする。

なお、許可証等の返納と併せて、被害防止の捕獲をした日時、地点、鳥獣の種類、羽(頭、個)数、被害防止の捕獲後の処置概要及びその他必要な事項を許可区域図面に記入して報告するものとする。

2 市町は、年度ごとの被害防止の捕獲の結果を別に定める方法により、翌年度の 5 月 15 日までに農林(水産)事務所に報告するものとする。

- 3 農林（水産）事務所は被害防止の捕獲の結果を別に定める方法により、翌年度の5月31日までに獣害対策課に報告するものとする。

（捕獲個体の調査）

第11条 許可権者は、鳥獣の保護管理に資するため必要と認める場合には、被害防止の捕獲をした個体の種ごとに性別、年齢、体長、体重等についての調査を捕獲実施者に対し指示し、報告を求めることができる。

（その他）

第12条 市町等は、被害等の状況に応じた被害等防除対策を促進することとし、必要に応じて関係機関の助言等を求めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に旧要領に規定する様式等により作成されている用紙等は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に旧要領に規定する様式等により作成されている用紙等は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 施行前の事務取扱は、改正前の規定によるものとする。